

こんにちは 家畜保健衛生所です R6.3

(1枚目)

家畜改良増殖法に基づき、**精液・受精卵の流通管理を徹底しましょう**

特にご留意いただきたい事項

師

家畜人工授精師

農家

畜産農家

不正流通や血統矛盾を防止するために徹底しましょう

精液・受精卵と証明書の一体的な取扱い

師 農家

✓ 精液・受精卵の使用には正しい証明書が必要です。
このため、

- ① 容器と証明書の記載内容が一致するよう適切に区分管理をしてください。
- ② 証明書の記載事項（譲渡・経由の確認欄を含む）は正しく記載してください。
- ③ 精液・受精卵の保管場所を施錠する等盗難防止措置を講じてください。



第0001号
精液証明書
名号:〇〇忠
採取年月日:R2.10.2



第0002号
受精卵証明書
種畜名前:〇〇閑
雌牛名前:あよた
検査年月日:R2.10.2

家畜人工授精簿の適切な記載・保存

師

✓ 家畜の改良増殖には血統の正確な記録が必要です。

- ① 家畜人工授精、受精卵移植を行った際は、遅滞なくかつ正確に記載し、5年間保存してください。
- ② 授精証明書発行前の使用済みの精液証明書、ストローは家畜人工授精簿に添付するなど、速やかに照合できるように保管してください。

授精証明書・移植証明書の適切な交付

師

✓ 授精証明書・移植証明書は産子の登記等に必要な重要な証明書です。

- ① 精液証明書等を適切に貼り付けてください。
- ② 交付した写しを5年間保管してください。
- ③ 家畜人工授精等に実際に使用した精液等に対応する証明書以外の証明書の流用はできません。

第0000号
授精証明書
精液証明書番号第0001号 〇〇閑
精液を注入した雌牛:かすみ
採取年月日:R2.10.2
獣医師(家畜人工授精師)

第0001号
精液証明書
名号:〇〇忠
採取年月日:R2.10.2

・精液証明書等の裏面が確認できるように貼り付けてください。

・容器と証明書の記載内容が一致しているか確認してください。

精液・受精卵の譲渡には
家畜人工授精所の開設届が必要です！！



譲渡者が家畜人工授精所の開設届を申請してありますか？

- ✓ 開設届を申請していない場合、精液・受精卵の譲渡は出来ません。（家畜人工授精所を開設する場合は、畜産課（0742-27-7450）にご相談ください）

譲受者が種付け・移植予定の雌牛を飼育してありますか？

- ✓ 譲受側が家畜人工授精所ではない場合、譲受者が雌牛を所有していないと譲渡を行うことが出来ません。

精液(受精卵)を廃棄の際にはご注意ください！



- ✓ 廃棄された精液・受精卵やこれに添付される証明書が第三者に拾得され、不正に流通し、又は使用されることがないように処分をお願いします。

①精液・受精卵

→ 煮沸や常温放置等により失活させる

②精液・受精卵に対応する証明書

→ 証明書全体にペンで×を記載又はスタンプで押印、割り印を押す等の処理を実施



家畜人工授精用精液証明書

種畜証明番号	種畜の等級
名前	
家畜登録機関名及び登録番号	
種別及び品種	
精液採取年月日	
種畜所有者の氏名又は名称及び住所	印
譲渡者（家畜人工授精所）の登録番号（免許番号）及び住所、氏名	

家畜人工授精用精液証明書

種畜証明番号	種畜の等級
名前	
家畜登録機関名及び登録番号	
種別及び品種	
精液採取年月日	
種畜所有者の氏名又は名称及び住所	印
譲渡者（家畜人工授精所）の登録番号（免許番号）及び住所、氏名	

家畜人工授精用精液証明書

種畜証明番号	種畜の等級
名前	
家畜登録機関名及び登録番号	
種別及び品種	
精液採取年月日	
種畜所有者の氏名又は名称及び住所	印
譲渡者（家畜人工授精所）の登録番号（免許番号）及び住所、氏名	

併せて、廃棄に際し、確実な廃棄が担保されるよう、可能な限り県職員等の第三者立ち会いのもと廃棄をお願いします

家畜保健衛生所業務第一課
家畜保健衛生所業務第二課

0743-59-1700
0745-62-2440